## 文化財保護 $\operatorname{No} 9$

# 守り育てよう みんなの文化財 

—第 9 回京都府指定•登録文化財等の紹介一


思 京都府教育委員会

## は じ め に

京都府教育委員会は，京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づ き，平成3年4月19日付けで30件の文化財を指定•登録•決定•選定いたしました。

その対象は，美術工芸品•民俗文化財（無形）が中心となっていますが，今回，西陣織に欠くことのできない「杼（ひ）」•「筬（おさ）」の製作技術を選定保存技術に選定 し，その保持者 2 名をその保持者として認定しました。

昭和58年4月に第1回目の指定•登録等を行ってから今回の第9回目までの累計は，指定207件，登録156件，決定52件，選定 3 件の合計 418 件になりました。

この冊子には今回指定•登録等を行いました30件の文化財を写真で紹介しました。 これまでに刊行しました 8 冊とあわせて，郷土の歴史や文化を考えるためにご活用い ただければ幸甚です。

## 平成 3 年 9 月

## 表紙写真の説明

善導（613～81）は中国唐代の高僧で，浄土教の教義を大成し，法然や親鸞などわが国の浄土教思想 に大きな影響を与えた。その教えは称名念仏を中心とするもので，わが国で盛んに描かれた善導の肖像画の多くは，善導の唱えた「南無阿弥陀仏」の名号が一字づつ仏の姿に表されている。この像も口 の中に針金を留めたと思われる跡があり，当初は六波羅蜜寺の空也像のように仏の姿があったのであ ろう。わが国の善導像の古例というばかりでなく，錄倉彫刻の写実性の高さを示す美術史上も休値の高い作品である。
（彫刻）

## お知らせ

平成 3 年 6 月 21 日付けで国宝に指定された清凉寺木造阿弥陀如来及両脇侍坐像は，嵯峨天皇の皇子，左大臣源融が現在の清凉寺の地に所有してい た別荘「棲霞観」を寺に改めた棲霞寺の旧本尊で，融が没した翌年寛平 8 年（ 896 ）子息たちにより完成された。遺例の少ない密教系の阿弥陀三尊像 として貴重であるばかりでなく，当時の上流貴族 の趣味を反映した堂々とした作品である。

 にする舞鶴地方独特の形式をもつ。正面軒唐破風内には雄大な竜の彫刻を飾り，象鼻のほかに麒麟，海馬など架空の動物の彫刻を飾っているのが目をひく。地元田辺城下の大工が工事を担当している。

## ＝建造物の追加指定（登録）＝

すでに府の指定ないし登録文化財になっている建造物に関して，修理などに際して棟札等の建立（修理）された年代や建立（修理）経過を示す資料が発見される場合がある。

今回，上記の理由により，府指定有形文化財真正極楽寺鐘楼に鬼瓦 1 個，神谷神社本殿に棟札 2 枚と上棟用木槌 1 個，府登録有形文化財良正院鎮守堂に板札 1 枚，棚倉孫神社本殿に棟札 10枚，天神社本殿に棟札 3 枚を附（つけたり）として追加指定（登録）した。

## $=$ 美術工芸品 $=$

重なものである。（絵画）親王の鬼退治と親王とそれを取り巻く人々が同社に祭られるようになった因縁を，詞書によ って 5 段に分かれた絵巻物に描いている。江戸時代の制作と考えられ，親王と伊勢の神との関係が強調されているのがこの縁起の物語の特徴である。

⑤前半が失われているのが惜しまれるが，これも麻呂子親王伝説を絵巻物に描いた等楽寺（弥栄町）の縁起である。独立した詞書はなく，絵が連続して展開し，画面の所々に適宜説明の文を挿入する。この縁起では，一時衰亡した等楽寺が寛印によって再興されるまでが描かれ ている。16世紀の制作。

（1）近年まで金輪寺の本堂にかけられていた。銘文から，永徳2年（1382）平有高が願主となり，沙弥圓道によって作られ，当初は船井郡五ヶ庄内河内村玉泉寺（不明）のものであったこと が知られる。大型の堂々とした鰥口で，南北朝時代の基準作となるものである。（工芸品）
（2）近年まで宝蔵寺の近くにあった薬師堂に掛けられていた鰐口で，堂が廃されたとき宝蔵寺に移された。珍しい仮名書きの銘文を持ち，それによって明徳元年（1390）に作られたことが知られる。中央に撞座がないなど古様を残す鰾口である。
（3）銘文から応永17年（1410）性賢が勧進聖となり，光明寺の本堂に掛けるために若狭国で作ら れたことが知られる。鰐口は制作当初の所在地から移動することが多いが，この鰐口は当初 から光明寺に伝わっている点も貴重である。
（工芸品）
（4）現在は千手院に所在するが，銘文から明徳5年（1394）の制作当初は近隣の河部八幡神社に掛けられていたことが知られる。鋳上がりもよく，作風も洗練されていて，この時代の基準作例として注目すべきものである。 （工芸品）

## 鰐口とは

銅，鉄などの鋳物でできた扁平な円形の鳴器で，鉦鼓をふたつ合わせたような形をしており，縁の部分の下半分が鰐の口のように大きく開いているのが特徴である。神社仏閣の正面軒先に掛けられており，参拝者が礼拝するときに，鰥口の前に垂した太い紐のさきを持って打ち鳴ら す。
（1）右京区梅津中村町にある長福寺に伝わる鎌倉時代前期から江戸時代にかけての一群の古文書 である。歴代の天皇•上皇•将軍等による寺領安堵状や南北朝•室町期の寺領寄進状，寺内 の金融である祠堂銭に関する文書等，当寺の広い範囲の寺領に係る多様な文書が残る。また伝来の確かな正文が多く古文書学的にも評価される。写真は足利尊氏による禁制。（古文書）
（2）この勧進状は文明14年（1482）年に当寺を再興しようとした際に，広く寄附を募るため勧進僧貞盛が当寺の沿革と再興の趣旨を述べたものである。天地に金銀の切箔，紙背に銀の切箔 を散らし，界高 27.5 cm の金界を引く。この装飾料紙に当代の能筆が筆を執った室町時代後期 の勧進状の典型である。度重なる火災にあった当寺においては数少ない史料。（古文書）
（3）福知山市の桐村家に伝わる系図。桐村家は中世武士大中臣氏の一族で，鎌倉洔代後期に丹波国金山郷地頭として土着した大中臣経久を祖とする。室町時代には当地の有力な地方武士で あった。複数の記録を参照して作成された詳細な注記が書かれている。全国的にも珍しい鎌倉時代までさかのぼる武家系図であり，中世の武家社会を知る上で貴重である。（古文書）
（4）室町時代後期に桐村家にあてられた 8 通の古文書である。天文元年（1532）～永禄13年（1570）頃とされる。いずれも戦国時代に丹波に関わりのある武将からの来信で，当時の丹波の政治状況を物語る。写真の文書は，16世紀半ば以降丹波の守護代を務める内藤家の相続について，細川氏綱が氏綱方の有力武士桐村氏に知らせたものである。同内容の文書が和知町の片山家 （昭和59年府指定＝片川家文書）にも残っている。
（古文書）


（1）文亀元（1501）年，当寺惣門の再建を期して作成された。麻呂子親王説話に基づく寺の縁起，再興の趣旨を語り，四方に奉加を求めている。奉加物に藤布とあるのがサ後らしい。天地に金銀切箔を散らし，真鍮界を引いた料紙に当代一流の文化人三条西実隆が清書した。（古文書）
②出土数の少ない巫女埴輸の中でも古い作例で，裳に刻まれたひだや，帯やたすきの模様，指 の作り，勾玉•丸玉の首飾りなどに造作の細かさを見る。遺存状態の良さは特筆すべきもの がある。墳頂近くに並べられていたと推定される。
（考古資料）

## ＝有形民俗文化財 $=$

（1）（2）加茂町井平尾の素人の人形浄瑠璃一座が使用した用具。一座は泉川座と称しまた泉川連と もいい，明治の初期から大正の中頃にかけて活発な活動をみせた。大正10年ころをさかいに後継者が少なくなり，その後急速に廃れた。これはその一座が伝えた用具であり，人形の首 29個を中心に，手，足，装束等合わせて118点が残る。首のなかには，阿波の名人形師とし て知られる「人形富」「天狗久」の作品があり，阿波系の伝承とされるが，地域における浄瑠璃文化の流布を語る資料として貴重である。


## $=$ 無形民俗文化財 $=$

（1）亀凩市並河に鎮座する大井神社の祭礼行事で立花と呼ばれる。8月19日が祭日で，氏子の6集落が5組に分れ，それに並河区の大井垣内が特別に参加するかたちで行われ，それぞれが制作した立花二瓶を奉献する。その立花には古風も䚋われ，民俗資料として価値の高い伝承 である。
（2）円波は良質の漆の産地として知られ，盛時には漆かき，すなわち，漆の木に傷をつけそこか らにじみ出る樹液を採取する人が多かった。それが漆の需要の落ち込みとともに廃れ，いま では有志によりその技術だけが僅かに伝えられる。丹波漆は工芸の都•京都の基盤となるも のであり，その技術は重要である。
（3）藤織りは，山野に自生する藤曼の皮を剥ぎ，それから取り出した繊維を紡いで布に織る技術 である。藤布は非常に丈夫で，古くから庶民の衣料として用いられたが，綿の普及とともに廃れた。丹後のこの藤織りはそれをいまに伝える唯一の重要な伝承である。
（4）美山町田歌の氏神八坂神社の祭礼芸能で，7月14日に行われる。おかめとひょっとこの太鼓打ちに道化がからむ神楽芸であり，地域的特色に富む。



①美山町鶴ヶ岡の諏訪神社では，30年ごとに大祭，その中間の15年めに中祭りを行い，氏子の各集落から神楽，獅子舞，姫踊，振物など多くの芸能が奉納される。それぞれ特色ある民俗芸能だが，なかでも振物とセットになる姫踊は府内屈指の風流踊である。
②舞鶴市河辺中の八幡神社は，河辺地区の氏神で，3年めごとの大祭に六つの集落から振物，神楽，三番叟などが奉納される。いずれも地域的特色に富む民俗芸能であり，多くの村が寄 り集まって行う祭りの形態と合わせ貴重な伝承である。

## $=$ 名勝 $\cdot$ 天然記念物 $=$

（1）境内北端部に位置する坐観式築山池泉庭園。高さ約 2.5 m の築山の頂部には尖頭の一石を据 え，須弥山石の構成をみせる。山腹には高さ 1 m ，幅 1.1 m の滝石を起点とし，十数個の石 を用いて，池に流れ落ちるさまに豪快な枯滝石組を組下ろしている。（名勝）
（2）胸高幹周 10.4 m ，樹高 23 m の府内最大のトチノキ。君尾山の山頂から西南約 1 km の谷筋斜面中腹に位置する。主幹には人が入れるほどの空洞ができているが，側幹から出る大枝には豊富な葉が茂り，樹勢は旺盛である。周囲にはカツラ，イヌブナなどの大木もみられる。（天然記念物）


## $=$ 文化財環境保全地区＝


（1）（2）綾部市八津合町，西屋•神谷集落の中央部に鎮座している八幡宮の文化財を環境とあわせ て守る。境内は旧若狭街道に面し，社頭の両部鳥居や一間社流造の本殿をはじめ主要社殿は，高低差のある地に直線軸状に配され，山を背にした境内周囲には，一際高く伸びたスギの高木等が繁り，谷間の村々からも遠望できる景観となっている。
（3）44舞鶴市字森，東舞鶴市街地のほぼ中央部，井根口に位置する弥加宜神社の文化財を環境と あわせて守る。当社は一般に大森神社と広く呼び親しまれ，貴重な社殿を取囲む緑の豊かな森を形作る景観は，樹木も豊富で，長く続く参道の両脇に巨木樹が生い茂り，また，今も絶 える事無く湧きでる泉などがあり，優れた境内環境となっている。

## 文化財環境保全地区とは

府指定•登録の有形文化財又は記念物について，その保存のため必要がある場合には，一定 の区域を，所有者の同意を得て，文化財環境保全地区とします。これは，個々の文化財を「点」 として保存する一方，文化財をとりまく環境と共に「面」として保存をしようという制度です。今回新たに 2 地区（合計 52 地区）を決定し，永く保存を図ろうとするものである。

## 神谷神社文化財環境保全地区の区域追加（久美浜町）

本殿の西方，境内社八幡神社本殿（登録）が鎮座する周辺地は，巨岩がむきだす「いわくら」の様相を呈し，山簏一帯がシイ・カシ等の自然林を有している区域の追加保全を図るものである。

## ＝選定保存技術 $=$

（1）（2）杼は，機織りに際し，開口させた経糸の間に緯系を通す織物にとって欠くことのできない道具の一つである。杼には，織物の種類によってさまざまな型のものがあるが，大きく分け ると，ヌイトリビ，スクイビ，ナゲヒ（テゴシヒ），トビヒ（バッタンビ），綴織の地用のヒ，細巾用のヒの 6 種となる。織り手にとって，杼は手の一部というべきもので，高度な織物に とって欠くことのできない大事なものであり，その良否は製品の仕上がりに微妙な影響を及 ぼす。そのため織り手の個性に応じて製作されてきたが，その技術は需要の減少と機械製品 におされて廃れ，伝承者は大正 4 年生まれの増田春光さんただ一人となっており貴重である。 （3）（4）篭は，機織りの際に，経系の配列を整えるとともに織幅を一定に保ち，さらに開口した経系の間に緯系を打ち込むなど重要な役割を果す道具であり，「織機の要」とも称される。金属製の金筬と竹製の竹筬とがあり，現在では金箴が普及しているが，古来から使用されたの は竹筬である。この伝統的な竹祴は，絹織物用の絹筬，綿織物用の綿筬，緞帳用の緞悵筬な どに区別される。西陣織では使い勝手が良く，風合の良い織物を作るためには竹筬でなくて はということで，まだまだ広く使用されている。そのように絹筬は高度な織技の基盤となる ものであるが，現在それを製作しているのは，天正年間（1573－91）創業という筬屋•北岡高一さんだけであり貴重である。


国指定選定文化財の全国及び京都府內所在件数等一覧表

|  |  | 建 造 物 |  |  |  | 術 | 工 芸 品 |  |  |  |  | 特別史跡，名勝，天然記念物 |  |  |  | 史跡，名勝，天然記念物 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 件 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ |  | 絵 <br> 画 | $\begin{aligned} & \text { 彫 } \\ & \text { 刻 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { I } \\ & \text { 変 } \end{aligned}$ | 書典 <br> 跡籍 | $\begin{aligned} & \text { 龺 } \\ & \text { 書 } \end{aligned}$ | 考資 <br> 古料 | 歴資 <br> 史料 | 計 | $\begin{aligned} & \text { 史 } \\ & \text { 跡 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 名 } \\ & \text { 勝 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 天記 } \\ & \text { 然荡 } \end{aligned}$ | 計 | $\begin{aligned} & \text { 史 } \\ & \text { 跡 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 名 } \\ & \text { 勝 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 天記 } \\ & \text { 然物 } \end{aligned}$ | 計 |
|  | 国宝 | （207） | （249） | 152 | 117 | 250 | 222 | 52 | 36 | 0 | 829 | 57 | 28 | 72 | 157 | 1243 | 228 | 842 | 2313 |
| 全 | 重文 | 2071 | 3403 | 1689 | 2395 | 2059 | 1567 | 592 | 426 | 62 | 8790 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計 | 2071 | 3403 | 1841 | 2512 | 2309 | 1789 | 644 | 462 | 62 | 9619 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 府 | 国宝 | （ 46） | （ 58） | 46 | 34 | 14 | 80 | 1 | 2 | 0 | 177 | 3 | 11 | 0 | 14 | 66 | 28 |  | 103 |
|  | 重文 | 277 | 515 | 417 | 339 | 135 | 568 | 31 | 18 | 7 | 1515 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計 | 277 | 515 | 463 | 373 | 149 | 648 | 32 | 20 | 7 | 1692 |  |  |  |  |  |  | 9 |  |

（備考）
1．美術工芸品の重要文化財件数は，国宝を含まない。また，美術工芸品の府内に所在する国有のものは，指定件数から除いた。 2．建造物には，国宝と重要文化財の両者で 1 件とするものがある。従って，重要文化財の数には，国宝を含めた。

京都府指定•登録等文化財市町村別件数一覧

（平成 3 年 6 月 21 日現在）

| 重要無形文化时 |  |  |  |  |  |  |  | 重要民俗文化財 |  |  | 重 要 伝統的建造物群保存地区 | 有形文化財関係 |  |  |  | 保 存 |  |  | 技 | 術 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 保 |  |  |  | 持 | 者 |  |  | 有 <br> 形 | 無 <br> 形 | 計 |  |  |  |  |  | 無形文化財関係 |  |  |  | 計 |  |
| 芸 |  |  | 能 |  |  | 技術 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 団体 | 保持者 | 保持団体 |
| 各 | 個 | 総 | 合 | 各 | 個 | 総 | 合 |  |  |  |  |  |  |  | 体 |  |  |  | 体 | 保持者 | 保粗体 |
| 件 | 人 | 件 | 团体 | 件 | 人 | 件 | 団体 |  |  |  |  | 件 | 人 | 件 | 団体 <br> 6 | 件 | 人 | 件 | 用体 | 25件 | 12 件 <br> 12団体 |
| 22 | 33 | 7 | 7 | 25 | 35 | 11 | 11 | 178 | 152 | 330 | 34 | 13 | 14 | 6 | （4） | 12 | 15 | 6 | 6 | 29人 | （10団体） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ＇ |  |  | 7 件 | 1 件 |
| 5 | 5 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 3 | 6 | 9 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 3 | 4 | 0 | 0 | 8 人 | 1 団体 |

3．史跡名勝天然記念物の件数には，特別史跡名勝天然記念物を含まない。なお，件数外のものとして，京都府候係には，次のものがある。
（1）2府県以上にわたるもの（天）比叙山鳥類繁殖地，（史）延厛寺境内，（史）歌姫瓦窯跡
（2）地域を定めないもの（主な生息地）（天）小国鶏
（3）選定保存技術の（）内は，実団休数である。

市町村の文化財保護条例に基づく文化財指定等件数一覧



文化財愛護シンボルマーク

文化財保護 No． 9 守り育てよう みんなの文化財一第 9 回 京都府指定•登録文化財等の紹介—

